住所　栃木県鹿沼市松原２丁目19番地６
スミート・キシンチャンド・ダリアニー　昭和50年３月27日生
住所　栃木県宇都宮市南大通り１丁目10番７号
曹文敏　昭和40年７月18日生
住所　東京都調布市多摩川３丁目72番地１
胡睿之　昭和60年９月２日生
住所　東京都江戸川区西瑞江３丁目28番地
オン・ジュツ・ゴオ　昭和37年６月28日生
住所　東京都大田区池上３丁目21番３号
李英蘭　昭和45年５月29日生
住所　広島県福山市南蔵王町５丁目13番21号
高弘江　昭和49年６月18日生
住所　埼玉県川口市西青木２丁目１番10―606号
方祥華　昭和59年９月12日生
住所　埼玉県川口市並木３丁目７番１―308号
韓允美　昭和57年３月８日生
住所　埼玉県川越市大字寺尾917番地４
吳順華　昭和48年11月８日生
住所　埼玉県東松山市大字東平1417番地１
関春　昭和49年１月15日生
住所　東京都葛飾区東水元２丁目７番３号
李微　昭和47年11月９日生
住所　埼玉県川口市芝園町３番４―1027号
黄雲燕　昭和53年７月23日生
住所　兵庫県西宮市甲子園五番町８番３―101号
尹花子　昭和49年３月29日生
住所　兵庫県尼崎市三反田町２丁目11番15―102号
マリナ・ヤギ・コバヤシ　昭和28年３月14日生
ジェシカ・ヤギ・コバヤシ　昭和56年４月29日生
住所　長野県下伊那郡豊丘村大字河野8192番地１
千冬　平成６年１月４日生
住所　茨城県水戸市千波町1482番地１
許紅梅　昭和49年７月15日生
住所　宮城県大崎市古川駅南２丁目９番地４
グラシエラ・トシエ・ミシマ・デ・カン　昭和47年11月29日生
住所　東京都大田区西蒲田７丁目52番８号
李剛健　昭和43年６月１日生
住所　横浜市港南区野庭町673番地
孫淑琴　昭和16年９月21日生
住所　横浜市港南区港南台６丁目１番36―501号
張詩紅　昭和49年６月１日生
住所　横浜市南区八幡町27番地１
アンナ・ビアンカ・アラノ・カワグチ　昭和63年７月29日生
住所　横浜市旭区笹野台４丁目44番14号
薛宝萍　昭和45年12月20日生
住所　横浜市鶴見区平安町２丁目11番地３
ナタリー・ジャケリネ・ディアス・トグチ　昭和44年６月15日生
住所　神奈川県大和市林間１丁目１番10号
フロルデリサ・デラ・レア・イシマ　昭和37年12月９日生
住所　相模原市中央区光が丘３丁目４番13―２号
孫闖　昭和43年５月22日生
李静　昭和44年８月16日生
孫暁**斌**　平成８年５月27日生
住所　千葉県成田市飯田町185番地１
郁歓歓　昭和54年12月27日生

○外務省告示第三百八十九号

平成二十二年八月十二日にジシュケクで、イシククリ州、チュイ州道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　イシククリ州、チュイ州道路維持管理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　九億七千四百万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年九月三十日まで
4　署名者
日　本　側　丸尾眞在キルギス大使
キルギス側　チョロベク・イマシェフ財務大臣

平成二十二年八月二十四日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百九十号

平成二十二年八月十一日にハノイで、クアンガイ省小規模貯水池修復計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　クアンガイ省小規模貯水池修復計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億九千八百万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年八月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　坂場三男在ベトナム大使
ベトナム側　グエン・スアン・フエ　クアンガイ省人民委員長

平成二十二年八月二十四日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百九十一号

平成二十二年八月十一日にロメで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　岡村善文在トーゴ大使
トーゴ側　エリオット・オイヌ国務大臣兼外務・協力大臣

平成二十二年八月二十四日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第十三百六十六号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

第四百号の次に次の七号を加える。

四百一　ながぬま土地改良区　北海道夕張郡長沼町中央北一丁目一番二号　平成二十二年四月
四百二　十和田おいらせ農業協同組合　青森県十和田市西十三番町四番二十八号　平成二十二年四月
四百三　ゆうき青森農業協同組合　青森県上北郡東北町字塔ノ沢山一番地三百十一　平成二十二年四月
四百四　二ツ井白神土地改良区　秋田県能代市二ツ井町飛根字富根百四十四番地一　平成二十二年四月
四百五　九十九里漁業協同組合　千葉県山武郡九十九里町小関二千三百四十七番地三十六　平成二十二年四月
四百六　ひびき灘漁業協同組合　福岡県北九州市若松区大字安屋千七百四十二番地　平成二十二年四月
四百七　熊本北部漁業協同組合　熊本県玉名郡長洲町大字長洲三千三百二十八番地二十　平成二十二年四月

○農林水産省告示第十三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字滝字中尾四七〇の一、字西之峯七一二、七一三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中尾四七〇の一・字西之峯七一二・七一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）